経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

株式会社日本政策金融公庫

◎調達機関番号　127　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等

政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達規則

（https://www.jfc.go.jp/n/publicinfo/reporting.html　参照）

２　この公表に関する問合わせ先

株式会社日本政策金融公庫管財部管財課

ＴＥＬ03―3270―1442

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

株式会社日本政策投資銀行

◎調達機関番号　128　◎所在地番号　13

「政府調達に関する協定その他の国際約束」にかかる物品等または特定役務の調達手続を定める規準

（目　的）

第１条　本規準は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、当行の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

（定　義）

第２条　本規準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　物品等　動産（現金および有価証券を除く。）および著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

⑵　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービスおよび同付属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）にかかる役務をいう。

⑶　調達契約　物品等または特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等または当該特定役務以外の物品等または役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

⑷　一連の調達契約　特定の需要にかかる一の物品等もしくは特定役務または同一の種類の二以上の物品等もしくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　本規準は、当行の締結する調達契約であって、調達契約にかかる予定価格（物品等の借入れにかかる調達契約または一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間または提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額または特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額または特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月あたりの予定賃借料または１月あたりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工または修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等もしくは当該物品等の譲渡（加工または修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工または修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）または有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等もしくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

⑴　物品等の調達契約　「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

⑵　特定役務のうち建設工事の調達契約　「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成７年政令第372号）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額

⑶　特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

⑷　特定役務のうち前二号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等または特定役務の予定価格の合計額とする。

（参加のための条件）

第４条　特定調達契約を締結する部店の部店長は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第５条　特定調達契約を締結する部店の部店長は、一般競争に参加する者に必要な資格を定めた場合（以下「一般競争参加者資格」という。）において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、一般競争に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

２　供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請することができることとし、かつ、特定調達契約を締結する部店の部店長は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。

３　特定調達契約を締結する部店の部店長は、一般競争参加者資格を定めた場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度毎に、当該資格の基本となるべき事項ならびに申請の時期および方法等について、官報により公示しなければならない。

４　特定調達契約を締結する部店の部店長は、指名競争に参加する者に必要な資格（以下「指名競争参加者資格」という。）を定めた場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

５　特定調達契約を締結する部店の部店長は、指名競争参加者資格を定めた場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度毎に、当該資格の基本となるべき事項ならびに申請の時期および方法等について、官報により公示しなければならない。

６　特定調達契約を締結する部店の部店長は、第３項または前項の公示においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

⑴　調達する物品等または特定役務の種類

⑵　一般競争参加者資格または指名競争参加者資格の有効期限および当行の更新手続

７　特定調達契約を締結する部店の部店長は、特定調達契約に関する事務については、指名競争参加者資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

（一般競争の公告）

第６条　特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約にかかる入札の公告において、その後の契約にかかる入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。